

北広島のかんきょう

平成 20 年度版

北広島市

北広島市環境基本条例前文

北広島市は、石狩平野の南部に位置し、北西は札幌市、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町に、南は恵庭市に接している。地形は、南西部にある島松山から、北東方面に緩傾斜面の波状台地が広がり、千歳川流域の平地に連なっている。地層は、大部分が洪積層からなっている。

市域は北東部に広がる野幌森林をはじめ、比較的豊かな森林に囲まれている。その森と森の間からの幾筋もの水の流れが河川となり、千歳川などを経て、石狩川に合流し、日本海へとそそいでいる。

この地の人々と生き物たちは、大昔から現在に至るまでこれらの自然の恵みを享受してきた。

このような中で、昭和 40 年代後半から市街化区域の拡大等により、都市化が進行した。こうした急速な都市化に伴う人口の増加や事業所の増加等が、環境への負荷を増大させてきている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むとともに、豊かな環境を享受する権利を有している。また、環境の保全及び創造に努め、良好な環境を次世代の人々へ引き継ぐ責務をも等しく担っている。

温暖化をはじめとする地球環境問題、都市・生活型公害、廃棄物の増大等、今日の環境問題の背景には大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式がある。これらの環境問題を解決していくためには、私たちの社会経済システムや生活様式そのものを見直し、地域社会を環境への負荷の少ない、持続可能な社会に変えていかなければならない。

そのためには、私たちが、この大地に生きてきたすべての先人の知恵と歴史的経験を謙虚に学び、自然との共存を基調とした自主的で積極的な取組を進めることが求められている。

市、市民及び事業者が地球的視野に立って英知を出し合い、自らの取組として環境の保全及び創造を推進していくため、ここに環境基本条例を制定する。

平成 12 年 4 月 1 日 施行

はじめに



私たちは将来にわたり、豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくという大きな責任を有しております。

しかし、私たちを取り巻く環境は、日々の社会経済活動がもたらす環境への負荷によって、公害、ごみ問題、自然環境の破壊、さらには地球温暖化などの様々な問題に直面しております。こうした環境問題の解決にあたっては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」への転換や、地球規模的視点に立った取組みが求められております。

特に地球温暖化問題は、21世紀において最も困難で複雑な、人類にとって最大の課題であるといわれており、先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出量の削減に関する数値が定められた「京都議定書」が平成17(2005)年に発効されたことにより、地球温暖化への対応はより強く求められています。

この豊かな地球を次代へと繋いでいくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生が地球環境に大きな影響を与えることを強く認識し、不必要なエネルギーの消費を抑制するなど、私たち一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを心がけていかなければなりません。

本市では、平成18年2月に地域ぐるみで一体となった省エネルギーの取り組みを進めるための行動指針として「北広島市地域省エネルギービジョン」を策定し、同年11月には、市民、事業者及び行政が協働して、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減に向けた省エネ活動を推進することを目的に「北広島市省エネルギー推進協議会」を設立し、地球温暖化防止に向けた取組みを推進しているところであります。

本書は、平成19年度の北広島市の環境の状況と施策の概要を取りまとめたものであります。本書を通じて、市民、事業者の皆様が環境の現状や対策について理解し、環境保全活動に取り組むための一助となれば幸いに存じます。

平成21年3月

北広島市長 上野正三

目 次

第1章 北広島市のあらまし

- 1 市勢の概要……………1
- 2 人口・産業……………3
- 3 土地利用状況……………4
- 4 都市環境施設等の現状……………4

第2章 環境行政の推進

- 1 環境行政推進体制……………11
- 2 環境基本条例・環境基本計画……………12

第3章 さわやかな大気を

- 1 大気汚染とは……………25
- 2 大気汚染の現況……………25
- 3 大気汚染の防止のために……………27
- 4 大気汚染に関する環境基準……………27
- 5 排出の規制……………28
- 6 スパイクタイヤ問題……………29
- 7 アスベスト（石綿）問題……………29

第4章 きよらかな水を

- 1 水質汚濁とは……………33
- 2 水質汚濁の現況……………33
- 3 水質汚濁防止のために……………36
- 4 水質汚濁に関する環境基準……………36
- 5 排出水の規制……………37

第5章 静かなまちを

- 1 騒音・振動とは……………51
- 2 騒音・振動の現況……………51
- 3 騒音・振動防止のために……………55
- 4 騒音に関する環境基準……………55
- 5 騒音・振動の規制……………56
- 6 自動車騒音・道路交通振動の要請限度……………57

第6章 すがすがしい空気を

- 1 悪臭とは……………65
- 2 悪臭の現況……………65
- 3 悪臭の防止のために……………65
- 4 悪臭の測定……………68

第7章 その他の環境汚染

1	ダイオキシン類	71
2	内分泌かく乱化学物質	76
3	農薬	76
4	土壌汚染	79

第8章 公害に関する行政

1	公害苦情の状況	83
2	公害法令等に基づく届出状況	83
3	公害防止管理者等の届出状況	93
4	公害防止協定	93
5	立入検査	93
6	環境関係関連法	93

第9章 ごみと資源

1	廃棄物(ごみ)とは	101
2	北広島市のごみ処理	101
3	捨てるより生かす工夫を	103
4	野外焼却の禁止	105

第10章 豊かな自然に向けて

1	自然とは	107
2	自然をまもる	107
3	自然とのふれあい	108
4	鳥獣保護のために	109
5	自然環境保全に関する施策	110
6	外来生物への対応	113
7	自然環境保全制度の体系	115

第11章 地球温暖化防止対策

1	地球温暖化	119
2	地球温暖化防止に関する国際的枠組みの下での取り組み	119
3	北広島市域での地球温暖化対策	120
4	北広島市環境保全に向けた率先実行計画	123

用語の解説	127
平成20年度省エネポスター・標語優秀作品	139